

# 第1章 計画の基本的事項

# 1 計画策定の背景

今日の環境問題は、自然の喪失、水質汚濁、ごみの増加、生物多様性の劣化といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルそのものが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、豊かな環境を守り、次の世代へより良いものとして引き継いでいくため、2002（平成14）年4月の「犬山市環境基本条例」（以下、「環境基本条例」といいます。）の施行と同時に「犬山市環境基本計画」を策定し、同計画に基づく将来環境像「里山の自然と暮らしが調和した 住み続けたいまち 犬山」の実現を目指して、里山環境の保全、公害対策やごみ減量など市の環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

「犬山市環境基本計画」の計画期間（2010（平成22）年度）の満了後も同計画に基づく取り組みを推進してきましたが、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少社会への移行、2030 アジェンダ（SDGs）<sup>※1</sup>やCOP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、新たな環境課題に対応するために、「第2次犬山市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取り組みを推進していきます。

## 犬山市環境基本条例第3条（基本理念）

環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければなりません。

- (1) 多くの生物が生き続けることができる豊かな自然環境を守り育てることが重要であることを認識し、人と自然との共生が実現されるように行うこと。
- (2) 地球上の資源に限りがあることを認識し、環境を構成する生物や資源が、将来にわたって共存できるような循環型の社会が築き上げられるように行うこと。
- (3) 私たちの先祖から引き継がれてきた歴史的・文化的遺産の保存と活用により、魅力的なまちづくりが図られるように行うこと。

※1 2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための2030（令和12）年までの国際開発目標で、相互に密接した17のゴールと169のターゲットから構成される持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）を掲げている。

# 2 計画の目的と位置づけ

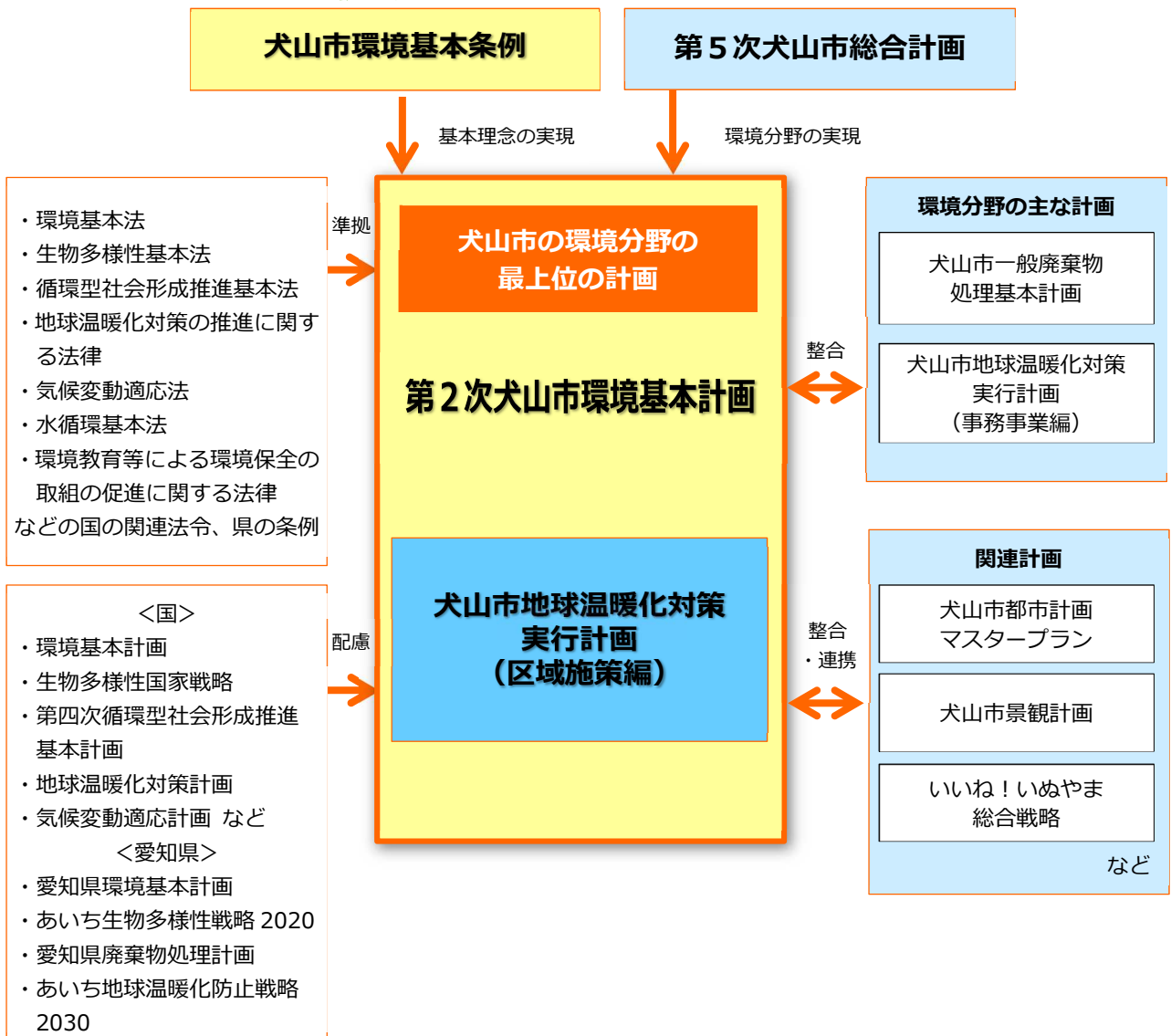
本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全や創出に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

本市のまちづくりの最上位計画である「第5次犬山市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画でもあり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮します。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「犬山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」および環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく行動計画を包含した計画として位置づけます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するよう取り組みを実施します。

## 第2次犬山市環境基本計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和2）年度を初年度とし、10年後の2030（令和12）年度を目標年度とします。

また、本市を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

### 4 計画の対象範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

対象分野は、①自然共生社会、②循環型社会、③安全・安心社会、④低炭素社会、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。また、対象とする地域は犬山市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取り組みが課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものとします。

#### 第2次犬山市環境基本計画の対象範囲

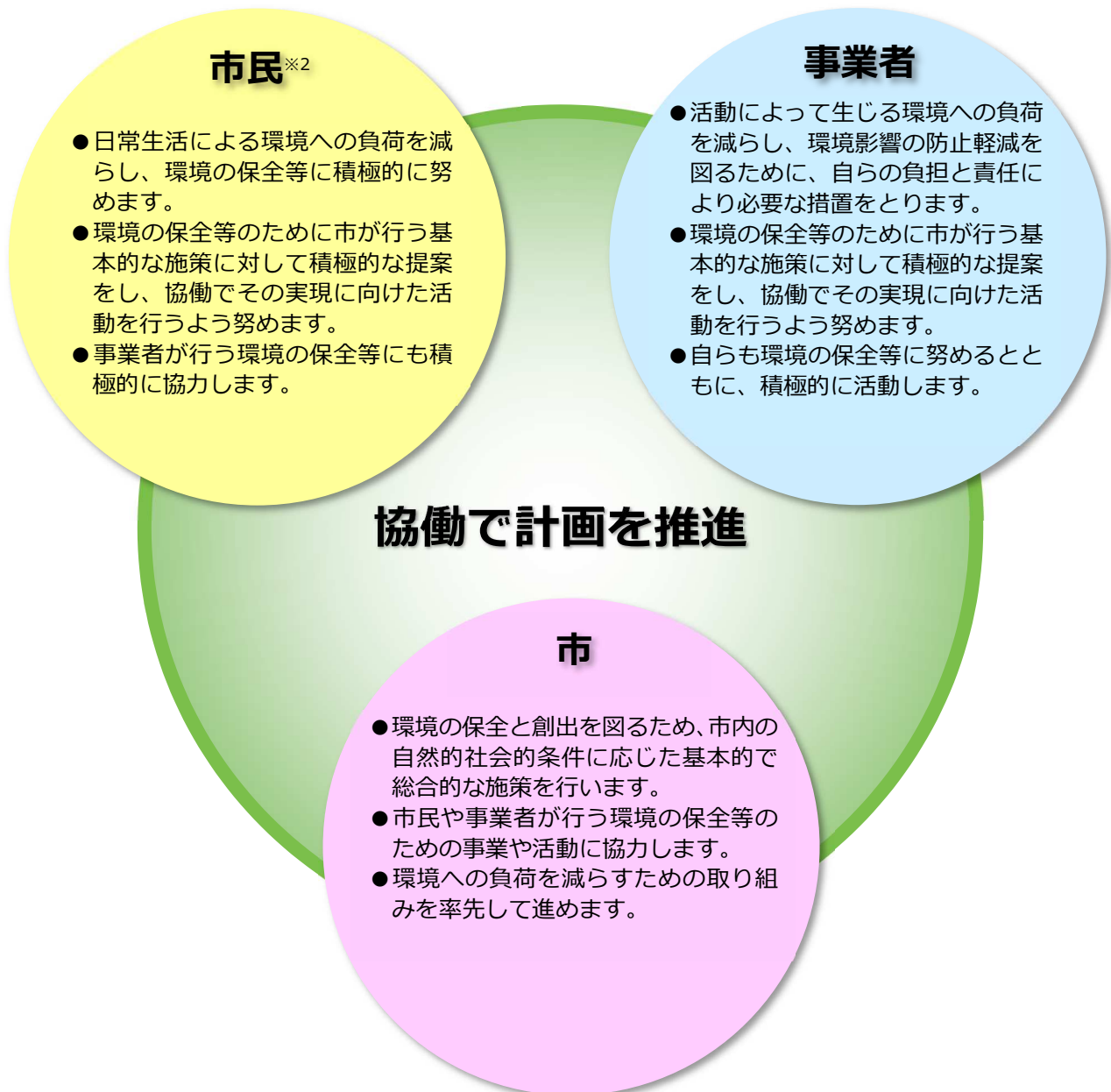
対象分野	対 象 範 囲
自然共生社会	生物多様性、里山、ため池・河川等の水辺、健全な水循環 など
循環型社会	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）、ごみの収集処理、食品ロス、脱プラスチック など
安全・安心社会	公害防止、化学物質汚染、住環境・地域交通、環境美化 など
低炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への適応 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働、担い手の育成など

## 5 計画の推進主体

本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全や創出に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

本計画の推進主体は市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

### 第2次犬山市環境基本計画の推進主体



※2 「市民」には、市民団体、NPO、市内在勤・在学者ならびに観光客等の一時的な来訪者を含む。